

春日部市いじめ防止基本方針

～豊かな人間性を育み、いじめを許さない土壌をつくる～

(平成30年4月改定)

春日部市

目 次

はじめに	2
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	3～5
1 春日部市いじめ防止基本方針策定の目的	
2 いじめの定義	
3 基本理念	
4 それぞれの役割	
第2章 いじめの防止等のために実施する基本的施策・措置	6～11
1 いじめの防止等のために春日部市が実施する施策	
(1) 春日部市いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(2) 春日部市教育委員会の諮問機関の設置	
(3) 市が実施する施策	
(4) その他の事項	
2 いじめの防止等のために学校が実施する施策	
(1) いじめの防止等のための基本的な方針の策定	
(2) いじめの防止等のための組織の設置	
(3) いじめの未然防止	
(4) いじめの早期発見	
(5) いじめへの対処	
(6) いじめの解消	
(7) 学校基本方針の内容の点検と見直し	
第3章 重大事態への対処	12～17
1 重大事態の発生と調査	
(1) 重大事態の意味について	
(2) 重大事態の報告	
(3) 調査の趣旨及び調査主体について	
(4) 調査を行うための組織について	
(5) 事実関係を明確にするための調査の実施	
(6) 自殺の背景調査における留意事項	
(7) その他の留意事項	
2 調査結果の提供及び報告	
(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供	
(2) 調査結果の報告	
3 調査結果を受けた市長による再調査及び措置	
(1) 再調査	
(2) 再調査を行う附属機関の設置	
(3) 再調査の結果を踏まえた指導等	
参考	18～19

はじめに

すべての子どもたちに笑顔があふれ、夢と希望を胸に抱き、輝く未来に向けて健やかに成長することは、市民全体の切なる願いです。

いじめは、すべての子どもたちに関係する問題であり、誰もが加害者にも被害者にもなり得る行為です。また、いじめは、子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、時によっては、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある、深刻な人権侵害にあたる行為です。

平成 25 年 6 月 28 日に「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」が公布され、同年 9 月 28 日に施行されました。この法律は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものです。

さらに、法第 11 条を受け、平成 25 年 10 月 11 日に国の「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国基本方針」という。）」が、平成 26 年 1 月には県の「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針（以下「埼玉県基本方針」という。）」が策定されました。

春日部市（以下「市」という。）では、これまでも「春日部市総合振興計画」や「かすかべっ子はぐくみプラン」に基づき、いじめの防止を目的とした「スーパー元気・さわやかキャンペーン」を展開し、各校でいじめを許さない土壌づくりをするための取組がされてきました。さらに、キャンペーン中には「スーパー元気・さわやか集会」を全地域において開催するなど、いじめの防止に向けて対策を講じてきました。

すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、また、様々な活動に取り組むことができるよう、市、学校、家庭、地域、その他関係機関が連携の下、学校の内外を問わずいじめの問題を克服することを目指していかなければなりません。市は、「春日部市いじめ防止基本方針（以下「春日部市基本方針」という。）」を策定し、子どもたちのみならず、市民すべての中に「いじめは絶対に許さない」という意識を培い、いじめの根絶に向けて全力で取り組んでまいります。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 春日部市いじめ防止基本方針策定の目的

市は、法の趣旨を踏まえ、国基本方針及び埼玉県基本方針を参酌し、市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、春日部市基本方針を定める。

春日部市基本方針では、市の実情に応じ、いじめの防止等のための対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等が、市において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等にかかる日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、市におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

さらに、取組の実効性を高めるため、春日部市基本方針が、市の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。

2 いじめの定義

法第2条において、いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※一定の人的関係について、同じ学校に在籍しているのは一例に過ぎず、例えば現在は違う中学に通う生徒であるが、小学校では同じクラスに在籍していたケースや、学校とは関わりのない活動において接触がある場合なども「一定の人的関係」としてとらえる。

いじめの態様

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句など、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

等

3 基本理念

市は、いじめの問題を隠さず、確実な実態把握や適切な対応を行う必要があるとの認識の下、いじめの問題と正面から向き合い、問題の解決に向け判断力と行動力を発揮し、いじめの未然防止及び早期発見、早期対応を図る。

4 それぞれの役割

(1) 市として

- ・基本理念にのっとり、いじめの防止等のために必要な方策を講ずる。
- ・いじめの防止等に関する基本的な方針を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。
- ・学校、PTA、青少年の健全育成に関わる団体、警察など、いじめの防止等に関係する機関や団体との連携、連絡調整及び調査（再調査を含む）を実施する組織を設置し、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処のための具体的な方策を実施する。
- ・いじめの防止等に関する意識の向上と普及啓発をはかるために、あらゆる機会をとらえて啓発活動を推進する。
- ・いじめを早期に発見し、対応するための効果的な通報体制及び、すべての子ども、保護者等が安心して相談できるよう、いじめに関する相談体制を整える。
- ・いじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けた時は、適切かつ迅速に、いじめへの対処のための必要な措置を講じる。
- ・学校に対していじめの防止等に適切に取り組むよう必要な指導・助言を行う。

(2) 学校として

- ・学校におけるいじめの防止等に関する基本的な方針及び、学校におけるいじめの防止等のための対策の組織を設置し、学校全体でいじめの未然防止や早期発見に取り組む。
- ・いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童生徒を最後まで守り抜くことを表明し、いじめに対して組織的に取り組むとともに、いじめの再発防止に努める。
- ・教育活動全体をとおして、児童生徒の自他の生命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び道徳的実践力の育成に努めるとともに、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりに努める。
- ・児童生徒が主体となって、いじめのない社会を形成するという意識を育むため、児童生徒が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。

- ・相談窓口を明示し、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施する等、組織をあげて一人ひとりの児童生徒の状況把握に努める。
- ・保護者、地域住民等、市、教育委員会、警察、児童相談所、放課後児童クラブ等の関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

(3) 児童生徒として

- ・児童生徒は、いじめを行ってはならない。
- ・いじめを自分たちの問題としてとらえ、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ・何事にも精一杯取り組むとともに、日頃から他の人に対して思いやりの心をもって接する。
- ・周囲にいじめがあるときは、当事者に声をかけたり、先生や周囲の大人に積極的に伝える。
- ・いじめを受けた場合には、一人で悩まず家族や先生など周囲の大人、友達または教育委員会や埼玉県、警察、法務局等が開設する相談窓口にご相談する。

(4) 保護者として

- ・どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、保護する子どもにいじめは絶対に許されない行為であることを理解させるよう努める。また、日頃からいじめ被害などの悩みがあった場合は、周囲の大人等に相談するよう働きかける。
- ・いじめを発見したとき、またはいじめの兆候などが感じられたときは、速やかに学校や市、教育委員会、警察等の関係機関に情報を提供する。また、日頃から学校や地域の人々など、子どもを見守る大人との情報交換に努める。
- ・学校や教育委員会等が行ういじめの防止等のための取組に積極的に参加・協力するよう努める。

(5) 地域住民等として

- ・市内に居住し、通勤し、通学し、又は活動する個人及び団体並びに市内で事業を行う個人及び法人（以下「地域住民等」という。）は、子どもの成長、生活に関心を持ち、いじめを発見したとき、またはいじめの兆候などが感じられたときは、速やかに学校や市、教育委員会、警察等の関係機関に情報を提供する。
- ・地域住民等は、それぞれの地域において子どもに対する見守り、声かけなどを行うとともに、地域住民等が連携して子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- ・地域住民等は地域行事等に子どもが主体性をもって参加できるよう配慮する。

第2章 いじめの防止等のために実施する基本的施策・措置

1 いじめの防止等のために春日部市が実施する施策

(1) 春日部市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、「春日部市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

連絡協議会は、春日部市小学校長会、春日部市中学校長会、春日部市PTA連合会、青少年育成春日部市民会議、春日部市青少年育成推進員協議会、埼玉県越谷児童相談所、春日部警察署、学識経験者、春日部市自治会連合会、春日部市民生委員・児童委員協議会、春日部地区保護司会、総務課長、暮らしの安全（交通防犯）課長、子育て支援（こども政策）課長、指導課長、社会教育課長で構成する。また必要に応じて他の者を加えることができる。

連絡協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- ・いじめの防止等に関する関係団体等の連携
- ・市が実施するいじめの防止等に関する取組の推進及び啓発
- ・春日部市基本方針に定める内容の点検及び見直しに係る意見聴取
- ・市が実施するいじめの防止等に関する施策に対する専門的な見地からの助言

(2) 春日部市教育委員会の諮問機関の設置

春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下、地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、「春日部市いじめ問題対策調査委員会」（以下「対策調査委員会」という。）を設置する。

また、対策調査委員会は法第28条に規定する重大事態が起き、学校における調査が行われ、さらに調査が必要と判断されたときに調査及び対処を行う。

なお、対策調査委員会には、公平性・中立性を確保するため、専門的な知識または経験を有する第三者として、弁護士、医師、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

(3) 市が実施する施策

ア 学校の支援

(ア) 教職員のいじめ問題に対する指導力の向上

- ・いじめについて基本的な理解を図るとともに、「各段階における適切な対応について理解させる。」「体験研修や演習を通して教職員と児童生徒及び児童生徒相互の日常的な人間関係づくりについて体験的に学ばせる。」「集団

活動の指導の仕方や児童生徒の心をつかむ生徒指導方法を身につけさせる。」等により、いじめを防止する実践的指導力の向上を図る。

- ・いじめ問題への組織的な対応の徹底、いじめの未然防止のための道德教育の充実、「彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's』」の活用、「児童生徒間のトラブルに係る事例」を含めた生徒指導に関する教員用資料の活用と研修会の実施、児童生徒に対するいじめ問題啓発資料の活用、いじめの早期発見のための定期的なアンケート調査の複数回実施や個人面談の実施、保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動等が推進されるよう指導・助言を行う。
- ・定期的なアンケート調査や個人面談などのいじめの防止等にかかる取組状況を調査点検・把握し、その結果を基に組織的に対応する等、いじめのない学校づくりのための留意点について各学校に周知する取組を促す。

(イ) いじめの未然防止のための道德教育の充実

- ・「彩の国の道德 道德教育指導資料集学級づくりの羅針盤～いま、道德がいじめ問題にできること～」の活用について指導・助言する。
- ・「春日部の道德」を用い、活用事例集を活かした、いじめを生まない心の教育を進めていく。
- ・子どもたちの豊かな心を育む講演会を開催する。

(ウ) いじめに関する相談体制の充実

- ・臨床心理士や学校心理士などの専門家を含む「こころのサポートチーム」による学校訪問を実施する。
- ・中学校に「さわやか相談室」を開設し運営する。
- ・児童生徒や保護者へのカウンセリングを行うとともに、教員のカウンセリング能力や資質の向上に向けて研修などを実施する。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置を充実させ、いじめの背景にある家庭環境などの問題について福祉的支援の技術を基礎に、関係機関との連携や家庭訪問などを実施し、問題解決に向けた支援を行う。
- ・部活動の適切な活動時間や休養日の設定、外部指導者等の活用を促す等、教員が行う業務の明確化を含む教員の負担軽減を図る。

(エ) 学校評価等実施上の留意について

- ・学校評価等におけるいじめ問題の取り扱いに対し、法第34条を踏まえるとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を考慮して行うよう学校に対する指導・助言を行う。

(オ) 幼児期からのいじめ未然防止

- ・「子育ての目安『3つのめばえ』」を活用し、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、幼児期

からのいじめの未然防止に向けた取組を促す。

イ 家庭・地域・関係団体との連携

- ・家庭向けの啓発チラシを作成し、配布する。
- ・家庭教育アドバイザーと連携し、「親の学習」を実施する。
- ・学校、保護者、地域、警察などと連携し、各地区におけるいじめ・非行防止ネットワークの形成を支援する。
- ・家庭・地域・関係団体に向けた相談・通報体制の啓発をする。
- ・児童生徒が学校以外の仲間づくりができるよう、関係団体との連携を図る。

ウ いじめを許さない気運の醸成

(ア) いじめの防止のための対策の啓発

- ・9月～11月に「スーパー元気・さわやかキャンペーン」を展開し、キャンペーン中に「スーパー元気・さわやか集会」を全地域において開催する。
- ・関係団体及び関係機関と協働し、啓発活動を実施する。
- ・児童生徒の主体的な取組の推進をする。

(イ) 人権教育の推進

- ・人権標語、作文、ポスターの作成等、全教育活動を通して、児童生徒の人権意識の醸成を図る。
- ・市民及び教職員向けの人権教育研修を実施する。

エ ネットいじめ防止への対応

- ・児童生徒のインターネットの利用実態を定期的に調査し、春日部市の現状を把握する。
- ・ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年のネットモラル啓発DVD」などを活用し、適切なネット利用を啓発する。
- ・教職員向けのインターネットに関する研修を実施する。
- ・いじめの防止とその対応について「子供安全見守り講座」等を活用しながら、保護者に対して必要な啓発活動を行う。
- ・子どもが、児童生徒期にある保護者のみならず、乳幼児期にある保護者に対してもインターネットの適正な利用について学ぶ機会を設け、家庭教育力の向上を図る。
- ・ネットいじめを早期に発見する体制を整備するとともに、ネットいじめの問題について相談しやすい環境を整備する。
- ・携帯電話・スマートフォン・ゲーム機等、インターネットの利用について、

児童生徒自らが利用のあり方を考える機会を設ける。

(4) その他の事項

市は、春日部市基本方針について、必要に応じて連絡協議会において内容の点検及び見直しの意見聴取を行う。意見聴取の結果、春日部市基本方針の見直しの必要があると判断したときは、必要な措置を講ずる。

2 いじめの防止等のために学校が実施する施策

(1) いじめの防止等のための基本的な方針の策定

- ・各学校は、春日部市基本方針に基づき、各学校において「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、「学校基本方針」という。）を策定する。
- ・策定した「学校基本方針」については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ・いじめの発生時に、学校の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。
- ・加害者への成長支援の観点はいじめの加害者への支援をする。

(2) いじめの防止等のための組織の設置

各学校は法第22条に基づき、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止担当者を中心に、管理職や生徒指導担当者などの教職員に加え、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等により構成される組織を設置する。

(3) いじめの未然防止

- ・児童生徒が学校生活の大半を過ごす学級について、安心して過ごすことができるよう学級経営の充実を図る。
- ・道徳をはじめ各教科や特別活動の中で、子どもたちの心の豊かさを培い、「自分を大切にするとともに、他の人を大切にする」という人権意識や、自分の行動を律する規範意識を醸成する。
- ・教職員一人ひとりが普段の指導について謙虚に振り返られるよう意識の向上を図るとともに、いじめの防止等に対するスキルの向上を図る。
- ・保護者のネットワークの形成を図る。
- ・児童生徒に対し、携帯電話・スマートフォン・ゲーム機を含めたインターネットの適切な利用について、外部講師を招くなどして学習する機会を設ける。

併せて、保護者や教職員に対する啓発活動や研修を実施する。

(4) いじめの早期発見

- ・「学校生活についてのアンケート」等を実施し、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- ・アンケート結果を全教職員で共有し、教職員がいじめに対する意識の向上を図るとともに、学校・学級における指導に活用する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(5) いじめへの対処

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、いじめられている児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、その児童生徒の人格の成長を念頭に置いた上で、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。
- ・いじめの事実の確認を行った結果については、教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた児童生徒または、保護者に対する支援などを行う。
- ・いじめを行った児童生徒に対する指導または、その保護者に対する助言等を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、警察署と連携する。
- ・いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が、複数校にかかる場合は、関係校との情報連携を密に図り、関係児童生徒及びその保護者への支援と助言を行う。
- ・いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないため、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処を行う。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織への情報提供する。

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つ要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事

情を勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行動が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断された場合は、この目安にかかわらないこととする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

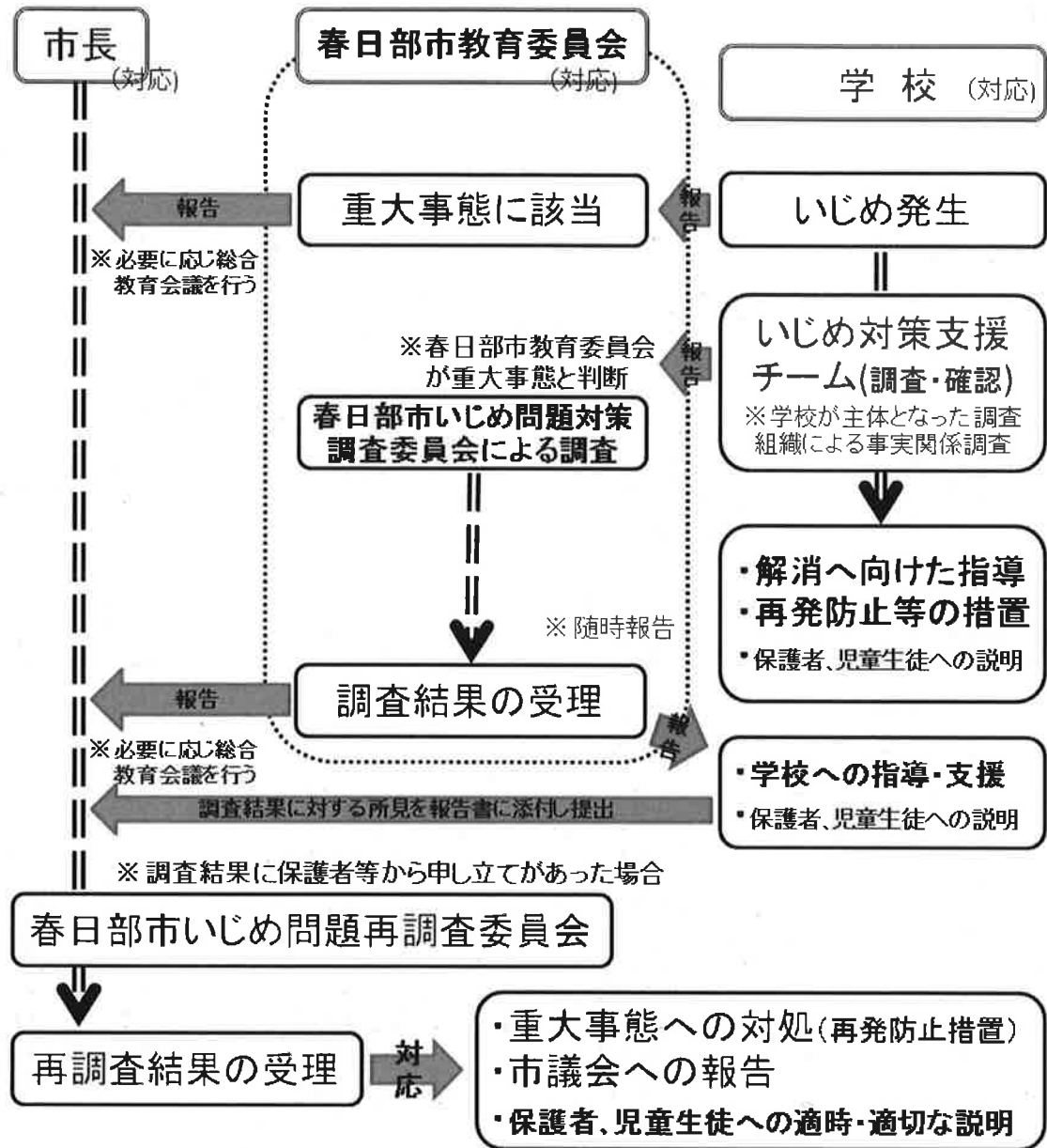
いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

（7）学校基本方針の内容の点検と見直し

取組の実効性を高めるため、学校基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて学校基本方針の見直しを行う。

第3章 重大事態への対処

参考：重大事態への対処のフローチャート



1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味について

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第 28 条第 1 項第 2 号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者（以下「教育委員会」という。）または学校の判断により、迅速に調査に着手する。

いじめの事案で被害児童生徒が学校を退学・転学した場合は、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することを十分に考え、適切に対応を行う。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報の可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たる。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言しない。

教育委員会及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしない。

（２）重大事態の報告

重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて速やかに春日部市長（以下「市長」という。）へ、事態発生について報告する。

また、市長は、必要に応じ総合教育会議を招集し、協議・調整する。

（３）調査の趣旨及び調査主体について

法第 28 条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行う。さらに、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒または保護者の訴えなどを踏まえ、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止が必要と教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合、法第 28 条第 3 項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(4) 調査を行うための組織について

教育委員会及び学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

教育委員会が調査主体となる場合、対策調査委員会(6頁第2章1-(2)において規定)を開催し、これが調査に当たる。なお、この場合、対策調査委員会の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努める。

また、学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、迅速性に欠けるおそれがあるため、法第 22 条に基づく学校の組織(9頁第2章2-(2)において規定)を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明らかにする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明らかにすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、教育委員会及び学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、教育委員会または学校は、対策調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(6) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第 28 条第 1 項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成 23 年 3 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- ・背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会及び学校は、遺族に対して主体的に、在校生への質問紙による調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・詳しい調査を行うに当たり、教育委員会または学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- ・調査を行う組織については、弁護士、医師、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・客観的な事実関係の調査を迅速に進め、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。

- ・学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うなど、適切に対応する。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

（7）その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の教育的配慮を検討する。

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がることもあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

2 調査結果の提供及び報告

（1）いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

教育委員会または学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会または学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られた調査結果については、いじめを受けた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、当該学校が調査を行う際、教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会を通じて市長に報告する。また、市長は、必要に応じ総合教育会議を招集し、協議・調整する。

上記(1)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

法第30条の規定による報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行うことができる。

(2) 再調査を行う附属機関の設置

市は、法第30条第2項に基づき「春日部市いじめ問題再調査委員会(以下、「再調査委員会」という。)」を設置する。再調査委員会は、市長が弁護士や学識経験者、医師、心理や福祉の専門家などの専門的な知識及び経験を有する第三者を任命する。なお、委員には当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や、特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図る。

また、再調査についても、教育委員会または学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事やスクールカウンセラーの派遣等による重点的な支援や、必要な措置を講じる。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

参 考

いじめ防止対策推進法（抜粋）

（定義）

第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（地方いじめ防止基本方針）

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実状に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう務めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 （省略）

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4～5 (省略)